○東京都市大学情報基盤センター運営会議部会内規

平成23年5月13日

制定

改正 平成29年7月13日

令和4年5月20日

令和5年10月27日

(設置)

第1条 東京都市大学情報基盤センター運営会議規程第6条に基づき、情報基盤センター運営会議(以下「会議」という。)に部会を置く。

(検討事項)

第2条 部会は情報基盤センター所長(以下「所長」という。)の諮問に応じて検討を行い、 会議に上程又は報告するものとする。

(構成員)

- 第3条 部会に、主査1名及び部会員若干名を置く。
- 2 主査及び部会員は、会議構成員の中から所長が指名する。
- 3 所長は、会議構成員以外の教職員を部会員として指名することができる。 (任期)
- 第4条 主査及び部会員の任期は、所長がその都度定めるものとし、再任を妨げない。 (所管部署)
- 第5条 この内規の所管部署は、施設部情報インフラ課とする。 (内規の改廃)
- 第6条 この内規の改廃は、会議の議を経るものとする。

付 則(令和5年10月27日)

この内規は、令和5年10月1日から適用する。